

# 神奈川県社保協ニュース

神奈川県社会保障推進協議会 【NO. 16-09】 2017年3月31日発行

横浜市中区桜木町3-9平和と労働会館6F TEL045-201-3900・FAX045-212-5654



## 「介護保険法等の一部を改正する法律案」審議入り！！

3月28日、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が衆議院で審議入りしました。この法案は、「介護保険制度の持続可能性の確保」と「地域包括システムの深化・推進」と、医療・介護保険制度の改悪のみならず、福祉・障害・保育関係も地域で支え合う「地域共生（強制）社会の実現」を目的化する「一括法案」です。

介護分野の最大の問題は、現役並み所得者の利用料3割化です。この法案が通れば、所得については政省令で変えられることとなります。国会では、森友学園問題と共謀罪法案が焦点化していますが、この法案が社会保障分野の最大の対決法案となり、自民党は早期の可決をねらっているとのこと。廃案めざして、各地域での宣伝・署名行動、国会傍聴、議員への要請行動など積極的な取り組みをすすめましょう。

### <神奈川国会行動>

- 4月12日（水）10：00～
- 衆議院第二議員会館第一会議室

### <中央社保協・民医連国会行動>

- 4月12日（水）10:30～14:30
- 参議院議員会館B103 会議室

### <国会審議・傍聴行動>

- 全日程 9:00～12:00 13:00～15:00
- 4月5日（水）、4月7日（金）
- 4月12日（水）、4月14日（金）

### <4.7 緊急学習会>

#### 「介護保険法等の一部を改正する法律案」を切る!!

<講師> 林 泰則 さん

（全日本民医連・事務局次長）



- 4月7日（金）18:00～20:00  
（開場 17:30）

- 建設プラザかながわ 4F 会議室

「介護保険法等の一部を改正する法律案」の内容と、政府のねらいと背景について学び、医療・介護保険制度の充実を求める私たちの運動への確信をつかむために、ぜひとも多くの方の参加をお願いします。

<無料>

### <4.23 かながわ社会保障学校>

★講演Ⅰ

#### 「社会保障改悪の動向に いかに抗するか」

芝田 英昭 氏（立教大学教授）



★講演Ⅱ

#### 「格差と貧困を生み出す 税財制を切る」

井上 伸 氏（国公労連）



- 4月23日（日）13:30～17:00（開場 13:00）
- 神商連 4F 会議室

社会保障制度改悪に抗して、国民の権利としての社会保障確立への運動と、財源としての歪んだ税財制を正していくたたかいへの展望を学びあいましょう。 <資料代 500円>

# 小田原市「生活保護行政のあり方検討会」報告書をまとめる

3月25日、小田原市の第4回目の「生活保護行政のあり方検討会」が開かれ、報告書まとめの論議がされました。県・小田原地域の各団体からの参加を含めて60人余が傍聴しました。

報告書の素案が提出され、座長の井手氏より、「不正を取り締まることと、受給者の穏やかに生きる権利を守ることは車の両輪」との基本的視点が示されました。各委員から以下の意見がだされました。



- 保護決定の日数を「14日以内の決定を原則とする」ということに決意を感じた。これまでの「30日が6割」が反省された。14日以内をどう実現するか。「やれ」だけではダメ。ワーカーの言い分もある。理想通りいかなくとも、原因を分析し議論しながら進めることが必要。
- 保護世帯のなかの母子世帯の割合が低い。先進国の中で日本は、母子世帯の貧困率が一番、同時に母親が働いている率も一番。働いているのに貧困というおかしい状況。こうした恥ずべき状況について小田原市としてどうするのか、考えていく必要がある。
- 自立支援とは、自己決定を支援すること。そうでなければ当事者の力が出てこない。引き出す努力が必要。
- 「保護のしおり」の改訂は、見栄えの良いものをつくれば良いのではない。問題点を隠したり、押し込めたりすれば良いのではない。当面は暫定的なものをつくったうえで、どういうものにするか考え、市民的合意ができる「しおり」をつくってほしい。
- 当事者にパートナーとして手を差し伸べてほしい。そして、当事者もパートナーとして、そして市民として位置づけてほしい。生活保護「受給者」となっているが、生活保護「利用者」に改める必要がある。
- ケースワーカー自身もつらい状態にあった。どうすれば職員が良い仕事ができるかを考えることが必要。生活保護の問題に終わらせない、全庁的な改革を進めること。また小田原に限定した問題でもない。全国にむけて発信していく必要がある。

「あり方検討会の報告書」は、4月6日に市長に提出され、同日13:30から小田原市役所で記者会見が行われます。

「小田原市生活支援課の不当行為に関する調査団」は、4月3日14:00から小田原市の団体による懇談会（小田原合同庁舎）、4月12日12:00から調査団会議（横浜合同法律事務所）で開催し、報告書の感想と分析、今後の取り組みについての意思統一を進める予定です。

## 「県広域連合議会」県社保協の陳情を不採択に!!

3月28日に開催された神奈川県後期高齢者医療広域連合議会で、県社保協が提出した2つの陳情書は「不採択」となりました。陳情書は「特例軽減見直しの中止を求める意見書提出」と、「軽減特例見直しによる保険料負担増への軽減措置」を求めるものです。

日本共産党のみわ智恵美議員（横浜市）と石橋むつみ議員（三浦市）が、特例軽減の廃止は「低所得者に負担を強いるもの」と陳情に賛同しましたが、他の議員は「不採択」に同意しました。不採択の理由は、「世代間の負担の公平性」「新たな予算は不可能」と納得の得られるものではなく、傍聴者からため息がもれました。

今後、保険料に対する不服審査請求運動の推進など、後期高齢者医療制度の抜本的な改善を求める運動が必要になっています。

## 寒川町のくらしと社会保障を守る運動の前進めざして

寒川社保協は、2010年10月に再建して丸6年が経ちました。この間、細々ではあるが活動を続けて来ました。町との話し合い・申し入れ、県社保協への参加、各種学習会への参加、町議会への陳情、総会時の学習、寒川駅周辺での街頭宣伝署名行動等。

第7回総会は、3月4日（土）神奈川県茅ヶ崎・寒川支部事務所で行いました。土建、新婦人、民商、医療生協、年金者組合の各団体から計10名の参加。総会に先立ち、県社保協事務局長の根本隆氏に「社会保障解攻撃に抗するたたかいを地域から巻き起こそう」とのタイトルで約1時間講演していただきました。1月22日「介護保険のいまと未来」を考えるつどい、小田原市の生活保護担当部局のジャンパー問題等への対応の報告の後、日本の高齢者の貧困と孤立化、社会保障をめぐる情勢の特徴、地域からくらしと社会保障を守る大運動という内容で分かりやすい話でした。今後の活動の指針を示していただきました。

総会では、石山斉事務局長から情勢の特徴、会計報告、方針と予算の提案があり、参加各団体から1年間の活動報告が行われた後、役員人事も含め採択されました。今後、学習につとめ、町への要望も行い、活動を強めることを確認しました。

＜寒川社保協会長 石黒良行さんより＞

## 7年目の福島「原発は廃炉に」シンポジウム参加の旅

震災の翌年、ボランティアで気仙沼に行きました。当時は家の土台がまだ残っていました。3月11日を挟んだ今回の旅、7年目。どこも土台は跡形もなく、ここに200戸、ここに600戸の住宅があったと説明を聞いても、広い空き地が延々と続き、除染された真っ黒い大きな袋の山が続いていました。

3月31日に、避難指示が解除される飯館村も訪問。人の姿がない村。

立派な役場、公設の病院、特養ホーム、ここは避難できない方が残っていました。若者は戻らない、思い出がいっぱいの故郷で暮らせない苦しさ。避難解除で大丈夫、帰れという偉い人、あなたが家族を連れて現地で暮らしてみてください。帰れという偉い人は安全なところにいる。東電の幹部も原発を推進した政治家も役人も、現地に住んで身をもって大丈夫を証明してから言ったらどうか？自分は安全な場所にいて被災者に帰れ。こんなひどい話はありません。

3月17日の前橋地裁の判決は「事故を防ぐことは可能で、囲が規制権限を行使しなかったことは合理性を欠き違法」と国と東電の責任を認めました。辛い思いで避難している人への当然の判決です。地震国日本に原発はダメです。

＜三浦の医療と福祉を考える会 立本ますみさんより＞



# 人の心にまで踏み込む「共謀罪」法案を葬りさろう！！

安倍内閣は、「共謀罪」法案を国会に提出し、4月初旬にも審議入りをねらっています。国民の内心まで踏み込む「共謀罪」法案を廃案に持ち込むために、地域での集会、宣伝・署名行動などを大きく広げていきましょう。3月10日の県社保協第8回幹事会では、以下の決議をあげました。

## ＜決議＞「共謀罪」法案の国会提出に断固反対する

政府は今通常国会に「テロ等準備罪」を新設する組織的犯罪処罰法の改正案を提出しようとしています。政府はその理由を、国際組織犯罪防止条約（国連越境組織犯罪防止条約・TOC条約）の批准のために「テロ等準備罪」（「共謀罪」）の新設が不可欠であり、2020年に開催する東京オリンピック・パラリンピックのテロ対策として必要であると説明しています。しかし、この条約はマフィアなどの国境を越えた犯罪を防止するもので、テロ対策とはまったく無縁であり、日本はすでにテロ防止のために13の国際条約を締結しています。

今回の「共謀罪」に関する政府の説明では、「テロ等準備罪」の対象となる「組織的犯罪集団」の定義や、共謀「合意」の判断、「準備行為」の要件など、すべてが曖昧です。つまり、捜査当局の判断ひとつでテロと無縁な健全な政治運動をはじめ、市民団体や労働組合なども捜査対象となり、恣意的に「組織的犯罪集団」とされかねません。社会保障制度の充実を求める私たち社会保障推進協議会の運動もターゲットにされてしまいます。また、政府にとって都合の悪い権力監視のオンブズマン活動や平和活動、市民個人の意思による抗議活動などの内心の自由をおかし、思想信条を処罰することにもつながり、かつての「治安維持法」の再来です。

政府はこれまで「共謀罪」法案を三度に渡って国会に提出しようとしてきました。しかし、国民の強い反対の声に押されて廃案になっています。「テロ等準備罪」「組織的犯罪処罰法」を理由に国民の批判の声をかわし、「共謀罪」法案を国会に上程することは看過できません。「共謀罪」は、日本国憲法が保障する思想信条の自由、幸福権の追求、言論・表現の自由、結社の自由など基本的人権を侵害するものであり断じて許せません。

以上により、わたしたち神奈川県社会保障推進協議会は、「共謀罪」法案の国会提出に断固反対します。

## ＜4月の主な行動・会議日程＞

- 6日（木）消費税廃止各界連運営委員会 14:00 神商連
- 7日（金）県社保協第9回常幹 14:00 建設プラザ 3F  
第8回医療改善委員会 16:30 建設プラザ 3F  
緊急学習会「介護保険法等の一部を改正する法律案を切る」 18:00 建設プラザ 4F
- 12日（水）神奈川国会行動 10:00 衆議院第二議員会館第一会議室  
中央社保協・民医連国会行動 10:30 衆議院第二議員会館多目的会議室
- 14日（金）県社保協第9回幹事会 14:00 保険医協会
- 15日（土）最賃裁判・最高裁勝利に向けた学習決起集会 10:00 県民サポートセンター301
- 16日（日）茅ヶ崎市社保協総会 13:30 茅ヶ崎民商会議室
- 17日（月）共謀罪反対宣伝行動 17:00 桜木町
- 22日（土）藤沢市社保協総会 14:00 医療生協かながわ藤沢診療所会議室  
生存権裁判宣伝行動 14:00 横浜駅西口高島屋前
- 23日（日）第17回かながわ社会保障学校 13:00 神商連 4F 会議室
- 24日（月）高齢期のつどい実行委員会 14:00 ヴェルク横須賀
- 26日（水）第10回介護改善委員会 16:30 民医連
- 5月1日（月）第88回神奈川県・横浜メーカー10:00 沢渡公園（県内10会場）
- 5月3日（水）神奈川憲法集会 13:00 神奈川公会堂